

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- a. **企業間の連携:** 多様な業界とのオープンイノベーションや事業承継を通じて新しいリラクゼーション・ウェルネスサービスの展開を促進します。
- b. **IT実装支援:** データ連携の強化や効率的なシステム管理、IT人材育成とサイバーセキュリティの向上を通じて、サウナ関連の事業者への支援を行います。
- c. **専門人材マッチング:** 特定分野の専門家と事業者を結びつけるマッチングサービスを提供し、業界特有のニーズに応える人材の採用・配置を助けます。
- d. **健康経営に関する取組:** ウェルネスの効果を最大化するアプローチを活用し、施設運営者や地域コミュニティの健康増進活動への貢献を推進します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- **サステナビリティ活動の推進:** 環境に優しいサウナ施設の運営やリラクゼーション技術の導入を通じて、環境保全と持続可能なビジネスモデルの両立を目指します。
- **コミュニティの育成と支援:** 地域住民やサウナ愛好者との繋がりを強化し、地域コミュニティの健康と経済の発展をサポートするイベントや活動を主催します。
- **データ活用によるカスタマーエクスペリエンスの向上:** 顧客のフィードバックや利用データを基にしたアナリティクスを活用し、サービスの質や顧客満足度を高める取り組みを進めます。
- **エンプロイーの福利厚生の向上:** 従業員の健康やモチベーションを維持・向上させるための取り組みを強化し、職場の生産性や雇用の安定を追求します。

令和5年10月5日
(令和6年11月15日更新)

RINNE

企 業 名

代表 仁田坂 裕梨

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。